

# 第18回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日 時 平成25年10月8日(火)  
午後2時30分～午後4時30分  
会 場 ホテルブリランテ武蔵野  
2階 エメラルド

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 議 事
  - (1) 事業概要及び準備書説明
  - (2) 委員会意見報告
  - (3) 審 議
  - (4) その他
- 5 閉 会

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第6期）

	氏 名	職 名	専門分野	担当項目
1	いなば みちこ 稲葉 道子	一般社団法人埼玉県環境検査研究 協会 専務理事	廃棄物の処理	廃棄物等
2	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学	電波障害
3	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院 理工学研究科 助教	交通計画、物流計画	地域交通、コミュニ ティ
4	おおつか そういち 大塚 壮一	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	大気、物質循環	大気質
5	かねこ やすこ 金子 康子	埼玉大学教育学部 教授	植物細胞生物学	植物、自然とのふれ あいの場
6	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学生命科学部 教授	神経生物学	動物
7	かわい まき 川合 真紀	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	環境植物生理学	植物
8	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果ガス 等
9	こはた くにお 木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境	水質、水象
10	ささき ゆうこ 佐々木 裕子	国立環境研究所 環境健康研究セ ンター 客員研究員	環境化学	悪臭、土壌、有害化 学物質
11	ちば ももこ 千葉 百子	順天堂大学医学部 客員教授	公衆衛生（環境保健）	大気質、水質、有害 化学物質
12	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学、錯体化 学、生物無機化学）	水質、安全
13	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	環境工学（都市熱環境、 河川水質）	水質、水象
14	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 教授	都市環境工学	騒音、日照障害、風 害
15	やました みつやす 山下 充康	一般財団法人小林理学研究所 理事長	音響物理学	騒音、振動
16	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物

※ 名簿は、五十音順

# 第18回 さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 平成25年10月8日(火)  
午後2時30分～午後4時30分  
会場 ホテルブリランテ武蔵野  
2階 エメラルド

## 1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	三浦 昌生	副会長
岩崎 久雄	委 員	大窪 和明	委 員
大塚 壮一	委 員	川合 真紀	委 員
窪田 陽一	委 員	木幡 邦男	委 員
千葉 百子	委 員	藤野 毅	委 員
山下 充康	委 員	渡辺 愛子	委 員

2 事業者（埼玉県、さいたま赤十字病院） 11名

3 委託会社 8名

## 4 事務局（さいたま市環境局環境共生部環境対策課）

環境局長	矢作 浩良	環境対策課長	新井 仁
課長補佐	金井 直樹	主 任	田中 孝幸
主 任	新岡 真砂代	主 任	相良 聡

## 事業概要及び環境影響評価の手續状況

平成25年10月8日

対象事業の名称	さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業				
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)				
都市計画特例の適用	なし				
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	①埼玉県 埼玉県病院事業管理者 名和 肇 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3 ②さいたま赤十字病院 院長 加藤 泰一 埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-33				
対象事業の種類	大規模建築物の建設				
事業実施区域	さいたま市中央区新都心1番2、4、5、6、7				
事業規模	延床面積 約141,800㎡				
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、中央区、浦和区の一部)				
手續状況	調査計画書	図書の受理	平成24年11月16日		
		第1回委員会	" 12月18日		
		技術審議会	平成25年 3月 6日 (3月15日答申)		
		市長意見	" 3月18日		
	準備書	図書の受理	" 4月19日		
		縦覧	" 5月10日～ 6月10日		
		意見書提出期間	" 5月10日～ 6月24日		
		事業者説明会	日 時	5月22日(水)	5月26日(日)
			出席者数	45名	44名
			意見等の数	20件	16件
		第2回委員会	" 6月25日		
		意見書・見解書の写しの送付	" 7月 9日		
		公聴会	" 7月25日(概要については資料5)		
		第3回委員会	" 8月27日		
		技術審議会	" 10月 8日( 月 日答申)		
		市長意見	" 11月 9日まで		
		備考			

第18回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成25年10月8日(火)

さいたま市環境対策課

午後2時30分 開会

○新井課長 それでは、お時間となりましたので、ただいまから第18回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日司会を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして環境局長の矢作よりごあいさつを申し上げます。

○矢作局長 改めまして、皆さん、こんにちは。環境局長の矢作でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第18回さいたま市環境影響評価技術審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の市政、とりわけ環境行政につきましても格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ご審議をいただきます、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の準備書でございますが、審議会のもとに設置されました委員会におきまして、環境の保全上、特に重要となる環境影響評価項目を中心に、これまで2度ご審議をいただいているところでございます。この後、窪田委員長より委員会での審議結果をご報告いただけることとなっておりますが、皆様には、委員会で審議されました項目以外の部分につきましてもご審議をお願いしたいと存じます。

本日は、限られた時間でございますが、ご専門の分野はもとより、幅広い観点から忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○新井課長 なお、局長につきましては、この後、所用がございまして、申しわけございませんが、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔矢作局長退室〕

○新井課長 それでは、本日ご出席をいただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

副会長、芝浦工業大学教授、三浦昌生様です。

続きまして、芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

続きまして、埼玉大学大学院助教、大窪和明様です。

○大窪委員 よろしくお願ひします。

○新井課長 埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

○大塚委員 よろしくお願ひします。

○新井課長 埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。

○窪田委員 窪田でございます。

○新井課長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。

○木幡委員 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 順天堂大学医学部客員教授、千葉百子様です。

○千葉委員 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 一般財団法人小林理学研究所理事長、山下充康様です。

○山下委員 よろしく、山下でございます。

○新井課長 日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺委員 よろしくお願ひします。

○新井課長 なお、埼玉大学大学院准教授、川合真紀様におかれましては、事前に遅れるとのご連絡をいただいておりますが、いらっしゃっていますね。申しわけございませんでした。

なお、ご都合によりまして、稲葉道子様、金子康子様、金子律子様、佐々木裕子様の4名の方につきましてはご欠席となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、本日ご審議をいただきます、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の事業者及び関係者をご紹介します。

埼玉県病院局小児医療センター建設課、村田課長です。

○村田課長 村田でございます。よろしくお願ひいたします。

○新井課長 同じく柳沢副課長です。

○柳沢副課長 柳沢でございます。よろしくお願ひいたします。

○新井課長 同じく齋藤副課長です。

○齋藤副課長 齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○新井課長 同じく山口主幹です。

○山口主幹 山口です。よろしくお願ひいたします。

- 新井課長 同じく榎本主幹です。
- 榎本主幹 榎本です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく小暮主査です。
- 小暮主査 小暮でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 続きまして、埼玉県保健医療部保健医療政策課、高橋主幹です。
- 高橋主幹 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく中田主査です。
- 中田主査 中田と申します。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 続きまして、さいたま赤十字病院、笹岡事務部長です。
- 笹岡事務部長 笹岡です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく事務部、新井企画課長です。
- 新井企画課長 新井でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく井上参事です。
- 井上参事 井上です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井課長 また、本事業の環境影響評価業務を請け負っておりますコンサルタント会社の株式会社日建設計、株式会社久米設計及び株式会社ポリテック・エイディディの担当者も出席しております。

最後に、事務局につきましては、さいたま市環境局環境共生部環境対策課となっております。出席につきましては、出席者名簿をもちましてかえさせていただきたいと思っております。

資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日お配りいたしました資料になりますが、まず表に会議次第がございます。その会議次第の下欄のほうに、本日の配付資料ということで一覧を記載しております。

まず、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価準備書を本編、要約書、資料編ということで3冊、お隣にあるかと思っております。

資料としまして、資料1、出席者名簿及び座席図になります。これは両面印刷となっております。裏面のほうに座席図のほうがあります。

資料2につきましては、事業概要及び環境影響評価の現状状況になります。

資料3、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会の報告書を添付しております。

資料4、これにつきましては、10-7の存在・供用による電波障害の影響ということで、説明の補足資料となります。

資料5、さいたま市環境影響評価公聴会実施状況報告書、これにつきましても両面印刷となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、過不足等ございませんでしょうか。

そのほか、さいたま市環境影響評価技術審議会の委員の皆様の名簿、それとさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業委員会委員名簿、こちらも両面印刷をしております。

よろしいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります永澤会長に議長の進行をお願いしたいと思います。

永澤会長、よろしくお願いいたします。

○永澤会長 永澤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について確認いたします。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○金井課長補佐 本日の審議会は、委員総数16名のうち過半数を超える12名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴希望の方はございますか。

○金井課長補佐 本日の審議会には、傍聴希望者は1名来ております。

○永澤会長 それでは、会議の公開について、事務局からご説明ください。

○金井課長補佐 本審議会は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。その事項としましては、さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合、それから、会議を公開することにより当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。会議の公開、非公開の判断は、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上でございます。

○永澤会長 そういふことですので、本日の審議会を公開にするか、非公開にするかということ審議したいと思います。特段、非公開にする今の項目の理由はないと私は思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○永澤会長 よろしいでしょうか。

それでは、公開ということにいたしますので、傍聴の方をどうぞ会場にお願いします。

〔傍聴者入室〕

○永澤会長 それでは会議を始めますが、今来られた傍聴の方に対してご注意を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴していただき、議事の妨害をしないようにお願いします。

また、傍聴の方は、意見を述べたり質問したり印刷物を配布することはできませんので、あらかじめお断り申し上げます。また、会議の録画、録音、それはご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は退出していただくこともありますので、ご了承ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

まず、さいたま新都心第8－1A街区医療拠点整備事業環境影響評価準備書について事務局からご説明願います。

○金井課長補佐 それでは、事務局から説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元にございます資料2をごらんください。

さいたま新都心第8－1A街区医療拠点整備事業の環境影響評価手続状況について、初めにご説明させていただきます。

本市の環境影響評価条例では、延べ床面積が10万平方メートル以上の建築物は、大規模建築物として対象事業となりますが、この事業は約14万1,800平方メートルとなっております。関係地域は、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲となり、大宮区、中央区、浦和区の一部が含まれております。

平成24年11月16日に調査計画書が提出されまして、環境影響評価の手続が開始されております。同年12月18日に第1回委員会を開催した後、翌年、平成25年3月6日の第15回技術審議会でご審議いただきまして、3月15日に審議会答申をいただいております。その答申をもとにいたしまして、市長意見を3月18日に事業者に送付しております。

この市長意見に対する事業者の見解につきましては、準備書の中に記載されておりますが、その対応内容について簡単にご説明させていただきます。

恐れ入りますが、準備書のほうになります。厚い資料のほうになります。準備書7－5ページをごらんいただけますでしょうか。

そちらの表7-2-1の左側の欄が市長意見で、それに対する事業者の見解は右の欄に記載されております。時間の都合もございますので、主なものに絞ってご説明させていただきます。

次の7-6ページをごらんください。

騒音・振動の項目になりますが、調査計画書の段階では、救急車のサイレン音について、運行主体がさいたま市などの消防当局であること及び法令の定めから、事業者の環境保全措置の検討ができるものではないことから、調査、予測、評価の対象としておりませんでした。また、ヘリコプターの音につきましては、運行主体は埼玉医大でございますが、事業計画として、ドクターヘリを受け入れるものであることから、評価は行わないものの、影響の度合いを調べるため、予測までを行う計画でございました。

しかしながら、3月の技術審議会におきまして、これらの音について、事業者として最大限の配慮をお願いしたいとの観点からご意見をいただいたため、(1)及び(3)の市長意見を述べております。

(1)に関して、救急車等の緊急車両の出入りのルート及び頻度につきましては、やはり消防の管轄であるという理由から特定できないとの見解で、その理由について、2-12の交通計画の中に記載されておりますが、近隣住居への影響に配慮した出入り口を設定して、2-6ページの図2-2に示されております。

ヘリコプターの出入りのルートにつきましては、10-2-28ページの表10-2-15の中に記載されております。また、出入りの頻度につきましては、特定が困難とのことで、その理由のほうを2-15ページ、飛行場外離着陸場の運行計画の中に記載されております。

(3)に関しましては、2-12の交通計画及びそのページの一番下の欄外になりますが、そちらのほうに記載されております。

また、(2)では、ヘリコプターの騒音につきましては、直近に高層住宅が近接していることから、施設からの距離及び高さ毎に予測評価を行うこととした意見でございます。これに対しましては、地上1.2メートルと69.4メートルで予測し、結果は10-2-28ページのほうに記載されておまして、10-2の30と31ページにコンター図としてまとめられております。

次に、1ページ飛びまして7-8ページをごらんください。

地域交通の(1)ですが、医療施設は、来院する車両が特定の曜日、時間帯に集中することが予想されるため、駐車場の運用シミュレーションをあわせて明示し、予測評価を行うことと意見を述べました。これにつきましては、予測条件が10-12-36ページに記載されておまして、結果と評価につきましては、10-12-41ページ及び10-12-47ページのほうに記載されて

おります。

以上が、大まかにではございますが、調査計画書への市長意見に対する事業者の見解と対応についてでございます。

それでは、恐れ入りますが、資料2-2のほうに再度お戻りくださいますでしょうか。すみません。

準備書につきましては、事業者から4月19日に提出され、5月10日から1カ月間縦覧をしております。事業者の説明会は、5月22日水曜日と26日の日曜日の2回開催しております。出席者のほうはそれぞれ45名、44名で、意見につきましては、22日の説明会のほうが20件、26日の説明会のほうが16件の意見としていただいております。

公聴会につきましては、今年度7月25日に開催いたしまして、2名の方から意見をいただいております。詳細のほうは、資料5に公聴会開催概要としてまとめております。裏のページに、いただいた意見につきましては記載しておりますが、時間の関係もありますので、内容のご説明のほうは省略させていただきます。

準備書に関する委員会につきましては、今年度の6月25日と8月27日の2回開催し、ご審議をいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。引き続き事業概要及び調査、予測の結果等につきましては事業者のほうからご説明コンサルタントをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○村田課長 埼玉県病院局小児医療センター建設課長の村田でございます。事業者を代表しまして、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の目的と内容をご説明申し上げます。

失礼して、着席させていただきます。

恐れ入ります。環境影響評価準備書の第2章、2-1ページをお開きいただきたいと思います。

2-1ページの2-2、対象事業の目的でございますが、県立小児医療センター及びさいたま赤十字病院は、施設の老朽化、耐震化、そして最新の医療への対応という共通の課題を抱えております。今回、この2つの病院を一体的に移転整備いたしまして、密接な医療連携を行うことによって、埼玉県の医療政策上の重要課題でございます周産期医療体制や緊急医療体制の充実を図るものでございます。

周産期医療の面では、小児医療センターが新生児集中治療室を大幅に増床すること、さいたま赤十字病院は、母体胎児集中治療室を新たに整備するというところで、総合周産期母子医療セ

ンター機能を備える病院にいたします。

これまで県内の総合周産期母子医療は、川越市にある埼玉医科大学の総合医療センター1カ所に頼っておりましたが、今回の事業によりまして、荒川の東側にもその拠点ができることとなります。

また、救命救急体制につきましては、小児医療センターが今まで内科系を中心に救急をやっていたのですが、外科系の疾患まで含んだ小児の救命救急医療の対応を強化する、あるいはさいたま赤十字病院におきまして、高度救命救急センターとして機能を拡充いたします。

さらに、小児医療センターに入院しているお子さんたちが通える特別支援学校など、病院機能に関連する施設も、同じ建物の中にあわせて整備いたします。

1枚おめくりいただきまして、2-2ページ下段に事業のスケジュールをお示ししております。平成26年2月ごろに工事に着手いたしまして、28年3月ごろ、27年度末に竣工、28年度中のオープンを予定しているところでございます。

2-4ページをお開きいただきまして、航空写真がございしますが、事業の計画地を赤枠でお示ししております。きょうの会場のホテルブリランテ武蔵野に隣接する、およそ2.4ヘクタールの土地でございます。

病院の建築計画の概要でございますが、隣の2-5ページ中ほどに、表にまとめてございます。2つの病院を合わせた延べ床面積でございますが、およそ14万1,800平米になります。事業者といたしましては、県民及び市民の安心安全のための施設整備を進めるだけでなく、市の環境影響評価条例に基づき環境影響評価を行い、周辺地域の環境への影響についてもできる限り配慮をしております。

委員の皆様には、ぜひ本事業へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、本事業の環境影響評価の概要をコンサルタント担当会社から説明を申し上げます。

○コンサルタント 環境アセスメント業務を担当しております、久米設計・日建設計共同企業体、私は日建設計の林でございます。準備書における影響予測及び事後調査についてご説明いたします。

恐縮ですが、着席してご説明させていただきます。

まず、準備書第8章の環境影響評価の調査項目及び調査方法です。

準備書の8-2ページをごらんください。

環境影響評価項目は、さいたま市環境影響評価技術指針に示す大規模建築物の建設の環境影

響要因と、調査、予測、評価の項目との関連表に準拠して、選定を必須とする項目はすべて、標準的に選定する項目からは、病院施設の整備事業という対象事業の特性と周囲の状況を勘案し、取捨選択いたしました。さらに、必須項目、標準項目に該当していませんが、同一地で実施された過去の環境影響評価における検討を考慮して追加選定した項目もございます。

その結果、この表の8-1-2に示す大気質、騒音、振動、水象、景観、日照障害、電波障害、風害、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通及び安全の13項目を選定いたしました。調査計画書手続においては、環境影響評価技術審議会でご審議いただいた結果を踏まえて、市長意見が事業者に提示されておりますが、調査計画書で提示したこの13項目に対して、新たに追加を求める項目、調査予測地点、調査予測時期などは特にございませんでした。

めくっていただきまして、8-6ページの表8-2-1をごらんください。ここには現地調査を行った項目と内容を記しております。

大気質については、計画地内1地点で、冬期に1カ月の連続測定を行っております。

騒音・振動については、環境騒音、環境振動を計画地内及び周辺で計2地点、周辺道路上で5地点、そのほかヘリコプター騒音の予測に使用するため、類似事例として、ホンダエアポートにおいて、実際に埼玉県防災航空隊の保有しているヘリコプターを飛行させて調査を行いました。そのほか、地域交通として、自動車交通量は周辺13交差点、歩行者・自転車交通量は10断面で行いました。

続きまして、各項目の予測評価の結果につきましては、後ろのほう、第12章、対象事業の実施による影響の総合的な評価にまとめてございます。

まず、12-2ページと12-3ページが大気質ですけれども、工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両、すなわち工事用車両の走行、建設工事に伴う降下ばいじん、供用後の施設の稼働として、地下駐車場からの排気と熱源施設の排気、供用後の関連車両の走行による影響の予測を行いました。評価の結果、いずれも環境基準等の目標値を下回っております。

12-4ページ、12-5ページは騒音です。工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用後の設備騒音とヘリコプター騒音、供用後の関連車両の走行による影響の予測を行いました。評価の結果、いずれも騒音規制法の規制基準、環境基準等目標値を下回っております。

特にヘリコプター騒音につきましては、今回計画している飛行場外離着陸場は環境基準適用の対象とはなっておりませんが、予測値といたしましては、前のほうの10-2-28ページ、こちらに示すように、地上1.2メートルで93.1デシベル、音源高さである地上69.4メートルで97.1デシベルという結果を得ております。

第12章に戻りまして、12-6ページでございます。こちらは振動となっております。工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用後の関連車両の走行による影響の予測を行いました。評価の結果、いずれも振動規制法の規制基準等を下回っております。

12-7ページは、水象と景観です。水象は、建設工事に伴う地下水の影響を予測しました。山留壁としてソイルセメント柱列壁を透水性の低い粘性土層まで目入れすることで、周辺地下水位の低下を防止できるとしております。景観については、計画地周辺5地点から写真撮影を行い、フォトモンタージュにより計画建物の状況を示しております。

12-8ページは、日照障害と電波障害です。

日照障害につきましては、こちらも中のほうのページ、10-6-8ページをごらんいただければと存じます。10-6-8ページが、時刻別日影図、それからそのお隣10-6-9ページに、一日のうちで影になる時間を合計いたしました等時間日影図を作成いたしました。計画地周辺の日影規制対象地域に規制時間以上の日影を発生することはないと予測しております。さらに、10-6-11ページ、2ページほど後ろでございますけれども、こちらには魚眼レンズで撮影した天空写真を用いまして、計画建築物による太陽軌道への影響を予測しております。

電波障害につきましては、準備書作成時点では東京スカイツリーへの送信所移転がなされていなかったため、地上デジタル放送としては浦和局のみ、それに衛星放送の調査予測をしております。テレビ埼玉の予測結果は、10-7-10ページに示すとおり、予測範囲内に建物は存在しておりません。また、衛星放送につきましては、お隣の10-7-11ページに示すとおりで、こちらも予測範囲内に建物は存在しておりません。

その後、本年5月31日からスカイツリーの運用が開始されましたので、スカイツリーの電波障害について調査、予測を行っております。こちらにつきましては、本日の配付資料の資料4をごらんいただきたいと存じます。こちらでございます。こちらの資料4は、準備書を更新する形で作成しております。資料の中でグレーの網掛けをした部分が、準備書から更新するという部分になっております。その部分を中心にご説明させていただきます。

こちらの資料4の10-7-3ページをごらんください。東京スカイツリー局の調査は、平成25年6月17日、18日に実施いたしました。また、表10-7-4には、東京スカイツリー局の送信条件を明示いたしました。

次の資料4の10-7-4ページをごらんください。調査地点のうち1から11は、準備書にも掲載していたテレビ埼玉の調査地点です。東京スカイツリーの調査地点は、1から6と14から16となっております。

これらの調査地点での現地調査結果を踏まえ、東京スカイツリー局からの地上デジタル波への影響予測の結果が、同じく資料4の10-7-8ページとなっております。東京スカイツリー局の障害範囲は、この図の緑色の範囲となっております。おおむねさいたま新都心内におさまっておりますけれども、障害範囲内に一部建物が存在しております。なお、この建物は、NTT東日本さいたま新都心ビルで、高さがおおよそ78メートルと、本計画建物と同規模であることから、影響はないのではないかと考えております。

資料4の10-7-11ページをごらんください。評価結果につきましては、東京スカイツリー局の障害範囲内には一部建物が存在しますが、工事の進捗により障害が発生した場合には、受信状況に応じてアンテナ方向の調整や高性能アンテナへの交換等の対策を講じることによって、影響は回避できると考えております。

準備書に戻っていただきまして、次の12-9ページでございます。まず、風害でございます。風害につきましては、流体数値シミュレーションにより予測を行いました。

建設前後の風環境の状況は、少し戻っていただきまして、10-8-18ページに建設前、10-8-19ページ、お隣でございますけれども、こちらに建設後の予測結果を示しております。ごらんのように、計画建築物の建設により、新たに中高層市街地相当である黄色で示す領域Cとなる地点はなく、すべて住宅地相当から低中層市街地相当におさまることから、許容される風環境であると考えております。

また、12-9ページに戻っていただきまして、このページの下の方、建設工事に伴う廃棄物の発生量を12-9ページ、それから、供用後の廃棄物等の発生量を次の12-10ページに記しております。いずれも発生量の削減と分別回収、再資源化や有効利用を行い、適切に処理を行うとしております。また、本事業では、中水、再生水の使用や、屋根降雨水を貯留して植栽かん水等に利用する計画です。

12-10ページの下、温室効果ガス等です。ここでは、供用後の温室効果ガスの排出量を年間おおよそ1万9,909トンと予測し、さらに、地域冷暖房熱源の併用や省エネルギー設備の採用などの低減措置を採用することとしております。

12-11ページ、まずはコミュニティです。計画地周辺のコミュニティ施設としては、計画地南東側おおよそ800メートルに下落合コミュニティセンターがありますが、利用者数、利用時の快適性、利用経路の安全性等について、影響は小さいと予測しております。

12-11ページ下からは地域交通となります。まず、工事用車両の影響ですが、交差点需要率、流入車線別の交通容量比は、調査対象すべてで、指標となる値を下回っております。

12-12ページは、供用後の関連車両の走行による影響です。こちらも工用車両と同様、交差点需要率、流入車線別の交通容量比は、調査対象すべてで、指標となる値を下回っております。

なお、調査計画書手続においていただきました市長意見に従い、駐車場への入構に伴う滞留状況のシミュレーションを行いました。小児医療センターでは、一時的に滞留が最大20台になると予測いたしましたが、計画地内の車路の区間におさまることから、周辺道路に渋滞を与えることはないと考えられます。さいたま赤十字病院では、最大5台程度の滞留が発生すると予測しましたが、自走式駐車場であるため、即時に解消すると考えております。駐車場利用台数についても予測を行い、いずれの病院も駐車場設置台数を下回っていることを確認しております。

12-13ページは歩行者交通です。さいたま新都心周辺の歩行者デッキや地上の歩道について、歩行者サービス水準を予測しましたが、すべての予測地点で水準Aの自由歩行を確保できております。

12-13ページの下が、最後の項目の安全です。ここでは、病院施設で取り扱う引火性液体、高圧ガス、指定化学物質等の危険物の取り扱い量を予測しております。危険物を取り扱う施設設備ごとに危険物取扱者を設置し、関係法令を遵守して適正な安全管理を徹底すること、平常時の予防活動と災害時の応急対策活動についての防火防災計画を作成することなどにより、施設の総合的な安全性を十分に確保するとしております。

続きまして、事後調査の計画についてでございます。

13-1ページをごらんください。こちらに、選定した項目を示しております。環境影響評価項目として選定した項目のうち、景観のうちの景観資源、日照阻害及びコミュニティを除く11項目について事後調査を行う計画としております。除外した項目はいずれも、計画による影響がない、あるいは小さいと予測した項目となっております。

事後調査の内容は、13-3ページから13-14ページまで示しております。基本的には、準備書において行った予測及び評価の結果を検証することとしており、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明する調査を行い、影響が本事業に起因すると判断される場合には、事業者が主体となって、速やかに適切な追加の環境保全措置及び継続的な監視調査を検討、実施することとしております。

事後調査のスケジュールは、13-17ページのA3織り込みのこの表でございます。こちらに示すとおりでございます。工事期間およそ26カ月の間に、主にピーク時を対象として1回、供用後には、主に定常状態となる時期を対象とした調査を行い、それらを取りまとめて事後調査

書として提出する予定としております。

準備書における影響予測及び事後調査についてのご説明は以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、これをお読みいただく時間、それからいろいろご意見いただくための時間も含めて、ここで10分ほど休憩を入れたいと思います。それで休憩後は、委員会での審議結果についてご報告いただきます。

それでは、ただいまから10分休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○永澤会長 それでは、大体10分たちましたが、よろしいでしょうか。皆さんお戻りいただいて。

それでは、審議会を再開いたします。

次は、議事の(2)に書いてあります、委員会での審議結果についてご報告いただきます。

先ほど環境局長さんのごあいさつにありましたけれども、準備書に関しての委員会は2回開催しています。資料で委員の方の名簿が配られておりますけれども、1回目と2回目では委員の方もかわっておりまして、委員長もかわっているわけです。1回目は安岡正人先生が委員長をやっておられました。このときは第5期の委員会でしたが、2回目は窪田陽一先生が委員長をお務めいただきました。窪田先生中心に5名の方をお願いして、審議していただきました。

ということですので、委員長を務めていただきました窪田先生からご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○窪田委員 それでは、ご指名でございますので、ご報告申し上げます。

お手元に資料3がございますが、これに即して順次ご説明いたします。

私は、今、会長からご説明がありましたように、2回の委員会のうちの後の2回目に参加しておりましたが、この2度の委員会、6月25日と8月21日の開催したものですけれども、この全体の審議結果を委員会意見として資料3に取りまとめてございます。

それではまず、第2章の対象事業の目的及び概要でございますが、1つ目に、供給施設計画について、これは準備書の2-10ページでございますけれども、これについて意見がございました。この施設は、自己熱源と地域冷暖房の併用熱源で計画されておりますが、通常、地域冷暖房を利用する施設というのは、稼働時は100%地域冷暖房施設から供給を受けて、非常時にバックアップとして自己熱源を動かすということでございますが、これが一般的でありますけ

れども、常時と緊急時の両方を併用するという方式は、一見すると、エネルギー供給とかコスト面から見ると非効率的ではないかというご意見もありました。これに対して事業者からは、この事業の熱源機器から地域冷暖房施設への熱融通をできるようにした上で、新都心地区全体の環境配慮に寄与したい、そういうご見解でございます。これは地域冷暖房のシステム上でも新しい考え方で、興味深いのではないかというコメントもございましたので、ぜひ併用熱源の必要性明示などもきちんと記述していただければと、そういうご意見がございました。

2つ目の点は、交通計画に関するものでございまして、準備書の2-13ページに図2-4というのがございますが、これは供用後の関連車両の主な走行経路図でございますけれども、これですと、一般車両とサービス車両が出入り口を共用して、同一の走行経路を走行するよう見えるということです。一方では、2-6ページの図の2-2では、一般車両とサービス車両の出入り口がそれぞれ別になっておりました。若干、図面間で記述、表現が違ったということで、これを事業者の方にご確認いたしましたところ、図の2-2のほうが正しいということで、2-4は修正が必要だということで、走行経路図は、地域交通の項目を予測評価する上で非常に重要なものでございますので、正確な記述にしていきたいというご意見がございました。

また、この交通計画に関しましては、救急車両の出入り口、走行経路、搬送回数、既存病院での搬送実績や事業者側の間接的に取り入れる配慮事項、これについても2-12ページの本文及び欄外にコメントがございます。これらは、環境影響評価調査計画書に対する市長意見を反映して記述されたものです。確かに救急車のサイレン音に関しては、本事業の事業者が主体的に環境保全措置を講じることが、必ずしもできるものではございません。また、人命救助という側面からも、法令上の側面からも、制限するというような評価は難しいということは十分理解できます。

ただ、やはり近隣の住民のおられる環境の中では、これは少くない変化でございますので、本事業の運営に伴う環境影響評価要因と全く関係がないとは言いきれないのではないかと。また、近隣住民の方も非常に興味を持っておられるということでございますので、これは既に事業者の関係者の方も重々ご理解いただいておりますとは思いますが、ヘリコプターの騒音と同様に環境影響の一因としてとらえて、最大限の配慮を行うというようにお考えいただきたいというご意見でございます。

3つ目は緑化計画でございます。準備書の2-16ページに緑化計画図が記載されておりますが、緑色で塗られております緑化の範囲は、さいたま市のみどりの条例で定める緑化の量的基準とほぼ同程度でないかと思受けられます。事業者の方によりますと、今の段階では実施設計

中であって、今後、緑化の範囲はふえる可能性が高いというご回答であったようですが、本事業は、病院という公共性、公益性が非常に高い施設ですので、条例の基準を十分に上回るように、可能な限りふやしていただきたい、そのような意見がございました。

続きまして、第10章の調査結果の概要並びに予測及び評価の結果についてでございますが、2点ほどございます。

1つは、電波障害の項目に関してでございます。テレビの地上デジタル放送の電波送信がことしの5月に東京タワーから東京スカイツリーにかわりましたことは、皆さんご承知だと思いますが、この準備書が提出されたのは4月でございますので、東京スカイツリーの放送波の受信状況等の調査結果は、準備書には記載されておりません。先ほど事業者の方からこの追加調査の結果についてご報告がありましたが、評価書においても、この結果を反映したものに作成していただきたいということでございます。

2つ目は、10-12-1 ページにあります地域交通でございます。

これは事後調査計画に関係しますことですが、準備書で行っている予測評価は、既存病院のピーク時間で行っております。新病院では、診療時間、入院患者の面会時間などがもし変わった場合には、周辺交通のピーク時間も変わってくると考えられますので、事後評価を行うに当たっては、このことについて十分留意して調査を行っていただきたいということでございます。

また、周辺の道路状況は、中央分離帯などがございますので、来院者の帰宅経路が遠回りになってしまう、あるいは方向が制限されてしまうということが十分想定できます。来院者がみずから効率的な帰宅経路をごく自然に選択できるように、駐車場内に誘導標識を設置していただきたいというご意見がございました。

また、スーパーアリーナでイベントが開催された場合は、駐車場が満杯になる、あるいは歩行者交通が非常にふえるということでありまして、病院に来院される方のピークは基本的には平日であると思っておりますけれども、イベント来場者のピークがあらわれるのは、土曜日、日曜日、そして祝日と想定できますけれども、この両者のピークが重なる可能性は少ないとはいえ、供用開始後に万が一重なるようなことになると、非常に歩行者の安全、あるいは円滑な交通というのが難しくなるということで、そのようなことがないかあるか、事後調査の中で十分確認していただきたいというご意見がございました。

最後に、その他として一般的なことがございますけれども、準備書に対する意見をお持ちの方からのご意見、あるいは事業者説明会でいただいたご意見を十分真摯に受けとめていただいていると思っておりますが、これらをそしゃくした上で、可能な限り評価書に反映していただきたい

と思います。

若干早口でございましたが、以上が委員会のご報告でございます。

このほかに、記載されていること以外にも、要約の関係で少し削られたものがございまして、もしこの私のご説明では十分でないという場合には、恐れ入りますが、委員の先生方にご発言いただければと思います。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、委員だった先生から、今のご説明に関して何か追加のコメントはございますか。よろしいですか。

それでは、まず順序として、今の委員会意見に関連して、委員の皆様からご意見とかご質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○千葉委員 よろしいですか。

交通計画に関してですけれども、その医療機関2つで、外来患者が約1日に2,000人と予想しているわけですね。それから、ベッド数が950。そうすると、そこに来る人の人数と、それからそこに来る人の状況が決して健康な人とは違うということですね。私も病院関係に勤めていて、そこに来る患者さんを見ていますと、ちょっと普通の感覚では考えられないような動きもあるし、遅さもあります。それから、車いすで来る方もいらっしゃるし、付き添いの方もいらっしゃいます。

それで、今、アリーナの来場者とのピークが重なる可能性は少ないと想定されるということですが、この資料5の裏の意見その他の一番下、(7)ですね、スーパーアリーナは平日でもしばしば大型のイベントが行われていると書いてあって、何かアリーナは4万人収容できる施設だそうで、最悪の場合を考えると、病院に行く人が、アリーナに行く人との摩擦がかなり起きて、事故が起きなければいいですけれども、最初から事故が起きるかもしれないという想定をしなくてはいけないのではないかなという気がするんです。それで、これは医療機関建設とは直接かかわらないのかもしれませんが、両方の駅から医療機関に行く専用の通路というのはいらないのでしょうか。

それから、風害について、先ほどの報告では、準備書の10-8-18と19ですけれども、余り問題ないようにおっしゃいましたが、高い建物の間の道というのは、いつもじゃないですけれども、場合によってはすごい強風、車いすなんか倒れるような状態もあるので、そういうことも考えると、やはり病院に行く方の専用通路を、普通の人も通ってもいいのですけれども、

そういうのを設けられないかなという気がいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、今のご意見に関して。

○相良主任 事務局のほうから少しご説明させていただきますと、事業者のほうからは、そのような専用通路を設けることは難しいというふうには伺っているのですが、事業者さんのほうで何かございますでしょうか、そういったことに関して見解等について。

○村田課長 まず、さいたまスーパーアリーナで大型のイベントが行われるのは、基本的に土日であったり、平日であっても夜間であることが多いです。ということですが、平日の昼間に、その数万人規模かどうかというのは別としましても、それなりに大型のイベントが決してないわけでもございませんので、今、委員さんからのお話のあったような状況というのも考慮に入れたいといけないと考えております。

それで、特に駅前からの自由通路の部分については、不特定多数の方がもともと自由に通行するという条件にそれぞれ管理をしているところですが、国、県、市、それから民間企業がそれぞれ分担して整理して管理している部分があるのですが、ということであるので、基本的に、特定の人を通行させるように物理的に区切るということは難しいのですが、しかし、年に一、二回くらいは平日でもイベントはスーパーアリーナでありますので、その場合には、実際の対応としては、主催者の側でイベント来場の方に誘導員をつけます、実際にこちら側を通ってくださいというようなご案内をしていただいているという状況がございます。なので、ほかの方々の通行に極力邪魔にならないという運用をしていただいているというふうにお聞きしております。

結果的に、そういうことをきちんとやっていたら、専用の通路をつくらなくても、病院、あるいはそれ以外のビジネス、あるいはそれ以外のお買い物のお客様に迷惑がかかるということは少ないのではないかなと思います。

今後の実際に病院が開業してから、あるいはその開業前からでもやらなきゃいけないと考えておりますのは、さいたま新都心駅で、JR、あるいは株式会社さいたまアリーナ、スーパーアリーナを運営している会社ですが、それからさいたま市と埼玉県などで構成されている新都心の連絡会議というのがございます。これは定期的開催しているということでありまして、私たち事業者としても、こういった会議に参加するということを通じて、このエリアでどんなイベントがあるのかということ事前に把握して、こういう日にはこういうことがありますよというのを病院に来院される方にもあらかじめご連絡をしていく、多少の混雑はあるか

かもしれませんというようなことも含めてご案内をするということと、それからまた、そのイベントをやられる主催者の方に、できるだけ配慮をしていただくということを事前をお願いするといったことを徹底してまいりたいと考えております。

○永澤会長 それから、もう一つの風の問題に関してはいかがでしょう。

○村田課長 風に関しても、きょうも私どもも駅から実は来まして、やっぱり部分的に、全体としてはそよ風ぐらいの風の強さですけれども、ところどころかなり強く、ビルの間というところで吹くところがあります。

実際にこの新しくできる病院によつての風の影響というのは、先ほど説明がありましたとおりの状況ですけれども、なので、確かに駅から、どうしても超高層の国の庁舎だとか民間ビルだとかの間のところはかなり強く吹いてしまうのですが、病院の周辺、私どもで歩行者用のデッキもあわせて整備するのですが、少なくともそこについては、きちんと風よけができるような整備をしてまいりますし、雨にもできるだけぬれないように、ここに来ていただく間にも屋根がついていたと思いますけれども、そういったものもあわせて整備をして、100%ではないかもしれませんが、できるだけ影響を受けないようにする計画でございます。

○三浦副会長 三浦でございます。

最初のこの歩行者の通路の件について、この報告書の発言をしたのは私でございます、そのとき私が例を引いたのは、御茶ノ水の駅が、順天堂と医科歯科があるにもかかわらず、恐ろしくバリアフリーでないつくりになっていて……

○千葉委員 日大病院もあります。

○三浦副会長 日大もそうですね。御茶ノ水駅を今改修するという方向でJRが動いているという話を差し上げて、ここは、JRの新都心駅からこの病院まですべてフラットな通路で結ばれますので、御茶ノ水の状況に比べるとはるかにいい状況だと思いますけれども、私も、先生がおっしゃるように、年に数回かもしれませんけれども、そういうイベントとの重複があり得ますので、そこは事前に建設中から、そういったイベントがどのくらい発生するかを観察していただいて、患者さんが非常に通りにくい状況がある場合には何らかの手を打つということをお願いした次第です。

それから風のことについては、このさいたま新都心の駅の近くに明治安田生命ビルというのがありますけれども、あのアセスメントを、私、県の審議会の委員をやっていたときに、風担当の委員として審議いたしまして、その結果、建物の形状を大きく変えることは、本当はそれが一番いいのですけれども、それは不可能ですので、通路にガラスを立てて風よけにする、そ

れから、植栽をふやすことによってビルの足元の風を低減していくということをアセスの結果として事業者にお願ひしましたので、今回もそういった患者さんの通るところについては、フェンスなりをつけて、暴風対策にはくれぐれもお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○永澤会長 よろしいでしょうか。今の件に関して、ほかの委員の先生からご意見ございますか。

○大窪委員 専用通路を設けるということですが、例えば隣の駅から病院まで直通のバスを通すなりして、なるべく混んでいるようなところを避けて通れるような別ルートを用意するとかということは可能でしょうか。

○相良主任 こちらに関しては、事業者さんのほうから、お答えいただけますでしょうか。

○永澤会長 隣の駅って、具体的には北与野か与野ということでしょうか。

○大窪委員 そうですね、埼京線の場合は北与野、京浜東北線の場合は与野ですね、はい。

○村田課長 北与野駅ですけれども、これもデッキの上からずっと屋根付きの通路がけやきひろばのほうまで来ております。そこからこちらのほうに、日赤の新しくできる病院のほうに入っていていただくルートがあるのですが、それはやはりまたどうしても新都心のけやきひろばのところを通りますので、もう1ルート、途中でそのデッキをおりていただいて、信号を渡っていただく必要はあるのですけれども、そちらのほうから歩いていただくというコースもございません。

ただ、多少、車道といいますか、一般の道路の部分もありますので、そういったところの段差などがあるので、またそういったところについては、ルート上、できるだけバリアフリーになるようなお願ひを市なり道路管理者にしていかなければいけないかなと考えております。

○永澤会長 ほかにございますでしょうか。

○窪田委員 私は技術委員会は2回目の方しか出ていないものですから、ちょっと議論があったと思いますが、さいたまスーパーアリーナに来場する方が車で来た場合、すぐいっぱいになっちゃうので、中のスポーツジムとか館内組織に関してはリザーブしてあけておくのですね。スーパーアリーナに車で来る人が多過ぎた結果、何が起きているかという、例えば周りにコイン駐車場がふえている。それはまあ当然ですが、さらにもっと離れている、そのスーパーアリーナの前の八幡通りをちょっと坂をおりていくと、マルエツがありますよね。あそこは有料化を始めたのですね。その最大の理由は、スーパーアリーナに入れなかったお客さんが、無料なのでとめていってしまって、半日埋まってしまうということが大分続いて、そのスーパ

一マーケットに買い物に来る方がとめられない、周りが渋滞するということが起きちゃった。これは数百メートル離れています。

そういうようなところが実はほかにもいろいろあって、病院の無料駐車場を有料化することが、結構、例えば西大宮病院なんかそうですけれども、されていて、これもやっぱり、施設は違うのですけれども、離れたところに影響が及んでいるのであれば、施設そのもの、つまり今回の事業者の方が立地する病院のほうでも、ちょっとそういうバリアを設けないといけないのではないか。簡単に言うと、有料化をして、本当に通院して診療を受けた方はスタンプをもらうとか、このホテルもそうですけれども、そういうことまで少し視野を広げておかないと、実際にオペレーションが始まってから、もっと離れたところから苦情が来たりしますので、それはちょっと念頭に置いたほうがいいかなと思っています。

○永澤会長　そうですね、ここに大きいその無料の駐車場があると問題になる可能性があります。

○村田課長　基本的に、両病院とも駐車場は有料にできるようにしておきます。少なくとも小児医療センターについては、今、岩槻区にある病院が料金は取っていない形でございます、ロケーションとしても基本的に、病院にお見えになる方以外がとめるような、心配になるような場所ではありませんので、そうしているのもありまして、患者、ご家族からは、その配慮してほしいというご意見もありますので、運用でもって、患者、ご家族の場合は何らか軽減するような措置がとれるような、そんな形を考えております。

確かに、大きなイベントでご来場になった方が、無料だからとかいう形で、あるいは有料といっても、病院に来られた方がとめられなくなるような状況も困りますので、そこは病院の用事で来られた方が最優先でとめられるような運用方法を十分詰めていきたいと考えています。

○永澤会長　ほかにございますでしょうか。

今の交通の問題に関しては、一般車両とサービス車両のその出入り口の記載の問題が出ていましたし、それから、サイレン音の問題が委員会のほうから意見として出ていましたが、その辺も含めていかがでしょうか。

○渡辺委員　すみません、ちょっと今思い出したのですけれども、私、横浜のほうから来てまして、新横浜に国際競技場があって、そのすぐ隣に、たしか労災病院だったと思うのですけれども、やはり大きい病院がありまして、こことシチュエーションが非常に似ていると思うのですけれども、そういった似たようなところで何かどういった対策がとられているかとか、そういったことは調べられたことはありますでしょうか。場合によっては参考にできる事例とか

もあるのではないかと思ったのですけれども。

○永澤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○村田課長 今、いいアドバイスをいただきましたので、早速調べてみたいと思います。

○永澤会長 ほかに何か。

○藤野委員 私、実は今の赤十字病院から100メートルぐらい離れたところに住んでいまして、駐車場の説明がありまして、今は180台とめられるということで、それがいっぱいにならないから今度も問題ないだろうというご説明だったのですけれども、現在のあそこの道路事情というのは非常に不便でして、なかなか入りづらい一方通行ばかりですとか、あと国道17号がこの辺は拡張されたのですけれども、あそこは全然拡張されなくて非常に不便ということもあって、なかなか車でアクセスするのが意外と難しいところだと常日ごろ感じています。ここになったときに、非常にアクセスとしてはよくなっていると思うのですけれども、その全然状況が違うので、現在この台数だからこれでいいのだという説明は、ちょっと不十分、大丈夫なのかなという気がいたしました。

それで、あと確認ですけれども、ここの病院は今度320台と書いてあるのですけれども、別のページで意見書を見ますと、600台余りの地下駐車場からの排ガスがどのように処理されているか説明してほしいとか書いてあって、あと、実際に全部地下にするのか、地上にするのかというところが、全く背景を知らないので、どういう構造になるのかと。

それで、これに絡んで緑地の説明があったのですが、2-16にあるその緑地の部分というのが、5%目標ということであるのですけれども、この2つの病院とセンターのあいている区間が全部駐車場になるというのであれば、もう少し何かここも緑化をして、それで、駐車場から病院までのアクセスをなるべくこの日陰の中で通れるように工夫するとか、とにかくこのさいたま市の中心というのはヒートアイランドのど真ん中なので、そういう部分も考えますと、もっと緑化してもいいのではないかなという感想です。これについてどういうお考えか、ちょっと確認をお願いします。

○村田課長 まず、最初の駐車場の関係ですけれども、600台余りのというのは恐らく、小児医療センターと赤十字病院両方合わせますと今約660台分ということですので、これが、この2階レベルのデッキの下に自走式の駐車場をつくったり、小児医療センターの場合は地下に機械式の駐車場をつくりますので、全体、その排気はどうなるのだというお尋ねで、そういうご質問だったかと思います。それは問題のないようにやりますというお答えを差し上げたの

ですが、小児医療センターの場合は、基本、機械式の駐車場で、先ほど千葉委員さんのほうからもお話がありましたけれども、かなり重症のお子さんがやってくるということで、いろんな機械だとか、バギーだとかを乗り降りしやすいようにして、それから、病棟までできるだけ移動距離が少なくエレベーターに乗れるような、そういう配慮をして、乗り降りがしやすいような形の機械式駐車場を考えております。相当大きな高さのものまで対応できるようにしてありますが、改造してあったり、何かルーフに積んであったりというような車のために、その機械式駐車場の入口の近くに、平置きできるようなものもあわせてやっていくという計画になっています。

そこは、日赤さんは、この点、何か駐車場関係で補足があれば。

○笹岡事務部長 さいたま赤十字病院ですけれども、今現在の駐車場は169台です。診療内容も一部予約制をとっているのですが、非常に不便をかけているのですけれども、今度、約320台、それと診療の方法も予約制をとっていきますので、渋滞はさせるとは思っていないかなと思っております。

○柳沢副課長 すみません、先ほどお話がございました2-16の緑化の関係でございますが、この配置図だけ見ますとちょっと建物形状がわからないのですが、恐縮ですが、2-7ページをごらんいただきたいと存じます。

断面形状が、委員さんのほうで真ん中辺があいているように見られているというのは、実はセンターとか病院と書いてある部分は高層の部分を配置図上は表示しておりまして、敷地ほぼ全部が、建物低層部を含めると、ほとんど建物で埋まっているという状況でございます。

現在、いろいろ実施設計を進めていく中で、建物の上のほうも、壁面緑化でありますとか、バルコニー部分に緑化を設けられれば設けたいというようなことで今計画しておりまして、当然5%はクリアするのですが、さらに上積みできるように実施設計の中で調整していきたいと思っております。

○藤野委員 よくわかりました。

○相良主任 会長、事務局から1点よろしいでしょうか。

○永澤会長 はい。

○相良主任 今の緑化に関するお話ですけれども、こちらは、準備書を、さいたま市の庁内の関係各課に意見照会をかけておりまして、その中で、みどりの条例を所管しているみどり推進課からご意見がありまして、実はこちらは商業地域、中高層建築物の建築で、敷地面積3,000平米以上の場合は、緑化の基準が変わっておりまして、その別途の算式によって出される数字

か、または100分の5である5%のいずれか大きい割合をとることという基準になっているので、こちらの事業、現時点では、みどり推進課が計算しましたところ、敷地面積の14.325%以上の緑化面積の確保が必要になるのではないかというような回答がありまして、この辺につきましては、5%ではなく14.325%、これを超えるようにということで、市長意見で意見を付かせていただこうかなと事務局として考えております。

以上です。

○永澤会長 どちらが多いほうという、5%かその算式で求めたほうということで、14.325%が多いほうなので、3倍程度になると、そうならざるを得ないということですよ。

○相良主任 はい、そういうことになります。

○永澤会長 はい。

#### 【上記発言に関する修正】

1. 当技術審議会の終了後、「さいたま市みどりの条例」を所管するみどり推進課から、事務局に提出された準備書に対する意見について修正が行われました。
2. 緑化の量的基準については、「さいたま市緑化指導基準第3条」で、 $\{1-(\text{建ぺい率})\} \times 0.5$ の算式により得られた数値又は100分の5のいずれか大きい数値の割合以上と定められています。
3. 上記2の算式中の「建ぺい率」とは、単に「建築される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」ではなく、「建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合で、対象となる建築物において**建築基準法その他の法令の規定による建ぺい率の最高限度まで含む**」と定められています。
4. 当計画建築物は、建ぺい率が71.35%ではありますが、建築基準法で定める建ぺい率の最高限度が90%（角地緩和10%を含む）であるため、**上記2の算式中の建ぺい率は「90%」を適用することになります。**
5. したがって、算式 $[(1-0.9) \times 0.5=0.05]$ により、当計画建築物の緑化の量的基準は**正しくは5%以上**となります。
6. 事務局発言のこの部分については誤りであり、修正してお詫びいたします。

緑化に関してもですけれども、いかがでしょうか、ほかにご意見。

○渡辺委員 緑化に関してさっき申し上げようと思っていたのですけれども、現時点ではもう

既に駐車場になっているところで、動植物生態系に関しては評価項目として外されているという事なので、なおさら、これを機会に緑の創出というほうを積極的に図っていただきたいなって、最初これを思ったとき、感想ですけれども、今、14.325%以上（正しくは5%以上でした。事務局より修正してお詫びいたします。）になるという可能性でしたら、ぜひそれをクリアした上で、むしろ、周りは大きいビルばかりですので、病院という性格上、緑によって、病院を利用される方をいやす効果というのめかなり積極的につくらないといけない部分だと思いますので、ぜひこれを機会に、むしろ病院という施設を積極的に生かした緑化というのを検討していただきたいと思います。

今、緑化面積のことだけしか出ていなかったのですけれども、具体的にどういう植物を植えるとか、どういうふうに効果的に配置していくとか、あるいは、もし屋上とかベランダとかにも緑化が可能であれば、そういったことも積極的に検討していただきたいと思いましたので、ちょっと意見としてコメントいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○千葉委員 ちょっと質問よろしいですか。

○永澤会長 はい。

○千葉委員 緑化面積を計算するときに、地面に植えた面積と建物の上に植えた面積は、1対1で足し合わせるのですか。

○永澤会長 どういうことになっていますか。

○相良主任 こちらは事務局のほうから回答させていただきたいと思います。

こちらは、地面に植える部分とあと屋上緑化とで、割合が何%までとか、それぞれ何%までとか、そういう基準があるようです。ちょっとすみません、こちらはみどり推進課のほうが所管する項目でして、細かく、どういった割合とか、屋上緑化だから何割で計算するとかというのは今お答えできないのですけれども、その辺については、事業者さんと当市の担当課のほうでよく協議して、きちんと条例上の緑地面積を確保していただけるように意見のほうを述べさせていただきたいというふうに考えております。

○永澤会長 補足がありますか。

○村田課長 すみません、一言だけ補足をさせていただきたいと思いますが、今、建物の部分にどういうふうに緑化していくかという話もあったのですけれども、一緒に、その病院に行くための歩行者デッキも、日赤さんと、それから埼玉県とで整備をします。その歩行者デッキの

上にも植栽を相当数施しますし、今お話のありました屋上の緑化、上のほうのフロアで庭園のような形にして外に出られるだとか、あるいは特別支援学校、昔の養護学校ですけれども、特別支援学校にも中庭を設けるというようなことになっていまして、その部分だとか、あるいは小児医療センターの中に、2つの病院の職員向け、医師だとか看護師さんのお子さんの入院内保育所があるのですが、院内保育所もバルコニー部分に園庭を設けますので、そういったところにも緑化を施すといったことで、できる限りのことはやってまいりますので、そういったことがうまく数字に算入してもらえるように調整をしたいと思っております。

○永澤会長 ほかにございますか。

○山下委員 簡単に質問よろしいですか。

○永澤会長 はい。

○山下委員 コンサルの方に伺いたいのですが、自衛隊のヘリを使って調査だか何かをやったというご説明があったのだけれども、実際に使われるヘリとはどう違うのだけ。

○相良主任 調査に使ったヘリの違いということですよ。

○高橋主幹 その調査は、桶川のホンダエアポートで、自衛隊ではなく、埼玉県が保有している防災ヘリコプターを飛ばして調査いたしました。

○山下委員 県のヘリですか。何か自衛隊の何かだという話があったけれども。

○高橋主幹 いや、自衛隊ではございません。自衛隊のヘリは県のヘリとは全く仕様が違いますので。

○山下委員 騒音のことでちょっといろいろやっかいな、この部会で申し上げたものですから、一言二言言わなければならないのですけれども、時間が余りないので。

○永澤会長 いや、大丈夫です。

○山下委員 いいですか。すみませんね。

緊急車とか、それからホバリング、何かビルの上でぐるぐるやるのですよね、それが何とも広いところで測定をしてみたというのでしょうか。今日、さいたま新都心の駅をおりて、時間があつたので眺めていたのですが、結構、高層建物があつて、そうそう同心円的に騒音で広がるものじゃない。緑の話がありましたけれども、緑によって普通は反射を防止される部分もあるし、それから、何か陰になってひしゃげてくる部分もあるのですね。このアセス書によりますと、同心円的に書いてあるのですよ、騒音の風景がね。それはまあ同心円しかしようがないのかなとも思うのだけれども、せつかくさいたま市でやられるのだったら、建物配置やなんかも加味した上で、ここが、何とかキャニオンと言いましたね、ビルの中の。

○藤野委員 ストリートキャニオン。

○山下委員 ストリートキャニオンか。だから騒音がたまりやすいようなところがあるのじゃないかなって懸念しているんです。そこまでは踏み込んだ話はまだしていないのかな。

すみません、以上です。

○永澤会長 その点についてはいかがでしょうか。

○相良主任 ヘリコプターの騒音については、埼玉県さんが保有しているあらかわというヘリコプターで実際調査をして、その状況をこの新都心地区で行った場合に当てはめて、どういふふうになるかというのを予測しているような形になるかと思います。

先生がおっしゃるとおり、やはり音の反響とか緑地なんかがありますと、その音の吸収とかそういうのは恐らくあるかとは思いますが、ちょっと事務局のほうで知識不足で申しわけないところですけども、そこまでの予測を実際、事業者さんとして建物の状況も加味した上でやるとなると、相当難しいのかなというふうに考えております。

事業者さんとしては、何かそういうことに関して見解はございますでしょうか。

○コンサルタント 今、さいたま市さんのほうからご説明があったとおり、平面上における予測ということで、今回は検討した結果を示しておりまして、建物の詳細、配置等で、反射があったり、あるいは吸収があったり、遮蔽があったりというところまでは、踏み込んだ予測はしておりません。

先ほど私のご説明の中でちょっと誤解が生ずる可能性があったというのは、ホンダエアポートにおいて、実際には埼玉県の防災航空隊の保有しているヘリコプターということで調査をしております。

以上でございます。

○永澤会長 これは2種類調べたということですよ。

○コンサルタント そうです。

○永澤会長 10-2-2から、2-1のところから……

○コンサルタント 10-2-2ページに、運行予定機種ということで、防災航空隊のあらかわ2号とあらかわ4号というこの2つの種類を実際に飛ばして測定をしております。

○千葉委員 そのヘリコプター騒音ですけども、10-2-28ページに、表10-2-17、これ、測定した高さはわかるのですけれども、これ何のために測定したのかなという気がするのですよ。93デシベル、97デシベル、非常に高いですよ。これ、音源からの距離がどのくらいかわからないし、近隣の人とか入院患者さんに対する騒音レベルをはかったのか。何かこれだと、

ヘリコプターは音が出るのは当然なので、何のためにはかった値なのかなという、ちょっとそういう疑問を持ちました。

○相良主任 では、少し事務局から説明させていただきます。

こちらは、敷地境界の地上1.2メートルと69.4メートルで、この93.1デシベル、97.1デシベルという予測になるということで出されていることだと思います。

目的につきましては、やはりヘリコプターを受け入れる事業計画になっておりますので、そういう意味で、近隣の方に、こういう騒音が出ますよという、それを示すことに一つ意義があるのかなというふうに事務局としては考えておりますが、埼玉県さんのほうで……

○千葉委員 よろしいですか。そうすると、その予測には、建物が建つと騒音は吸収されるのか、そういうことも加味した予測ですか。

○相良主任 ちょっとそこまでは技術的に、今、事業者さんのほうからも、難しいという……

○千葉委員 そうすると、単なる境界線上でこの高さではかったらこうだったという値ですか。

○相良主任 はい、そういう形になります。

○千葉委員 わかりました。

ヘリコプターの発着の頻度というのは、予測はどこかに出ていますか。

○相良主任 少々お待ちください。

2-15ページの10番のところに、飛行場外離着陸場の運行計画、こちらがありまして、平成23年度の実績が載せてあるのですけれども、こちらは、ドクターヘリによる患者搬送、こちらは埼玉医大のほうで運行しているすべての件数になるのですけれども、平成23年度195件で、そのうちほとんどが、埼玉医科大学総合医療センター141件、埼玉医科大学国際医療センターへ31件、合計172件ですか、こちらが埼玉医大のほうに戻るというような形になっていまして、そのほかは、10医療機関へ23件の搬送という形になっていまして、この10医療機関というのは、さいたま赤十字病院というわけではなくて、その他の医療機関すべてを含めましてもこの程度という実績値になっております。

実際の運行回数ですけれども、それはやはり埼玉医大の機能分担のあり方とかそういった形で、事業者のほうとしては、実際どのぐらい入ってくるかというのが予測しがたいということですので、実績値としてここに記載されているとおり、この程度はあるのじゃないかという形で聞いております。

また、やはり大規模災害時なんかになりますと、もちろん、受け入れの拠点病院となっておりますので、非常に多くのヘリコプターが飛来するというようなことになるかと思いますが、

非常にその運行回数については特定が困難という形で聞いております。

○三浦副会長 ヘリコプターの騒音は、頻度が、相当、どのくらいかということがポイントだと思いますけれども、この審議会のほうでは、この当時のメンバーは、今、ほとんど同じメンバーの方がいらっしゃっているわけですね。たしか年に2回程度じゃないかという数字を私は聞いたのを覚えていますけれども、そうすれば、静かに越したことはありませんけれども、多少うるさかったとしても、年に1回か2回であれば、もう緊急搬送のために仕方がないというふうな見方もできるのではないかと考えたわけですが、たしかそういうご発言があったと思うのですけれども、いかがですか。

○中田主査 参考までに申し上げますと、さいたま赤十字病院の実績でございますが、ドクターヘリが飛来した回数は、平成22年度が1回、23年度が0回、24年度が1回ということで、大体年に1回あるかないかというふうな状況でございます。これが現状でございます。

ただ、今回、新都心のほうに移転してまいりまして、増える可能性も否定できませんが、厳密な予測というのはなかなか難しい面があります。先ほど事務局のほうからもご説明があったように、埼玉医大の総合医療センターにドクヘリの基地がありまして、実際、ドクターヘリが運行するときには、埼玉医大の医師が乗り込んでおります。また、現状、その9割が総合医療センターと国際医療センターというように、埼玉医大関係のほうに搬送されているということもございますので、大きな流れは変わらないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○三浦副会長 ヘリコプターの騒音に関して、私は、この委員会的时候にはこうとらえました。まず、影響を受ける人は2種類ですね。まず、この敷地の外にいる人たち。これも夜と昼とで違うわけですが、特に昼間はいろんな車などの暗騒音がありますので、影響が大きいのは夜だと思います。そうすると、夜はもうオフィスは全部閉まっていますし、もともとガラス張りの窓のあかない建築物が多いので、オフィスに対する影響は少ないと考えれば、周辺に住宅がどのくらいあるかということですが、特に、このシティテラスですか、このマンションへの影響が考えられるわけですが、これは騒音というのは、マンションの通路側からではなくて、居間側から入りやすいわけですね、やっぱり窓を開けたりしていますので。幸いというか、シティテラスのベランダ側はこの病院と反対側を向いていますので、夜のヘリコプターの騒音も入りにくいというふうには考えることはできる。

それから一方で、今度は、アセスメントというのはもともと敷地外に対する影響の審査ですので、内部に対する影響は2次的なものになりますけれども、しかし、重要な項目ですので申

申し上げますと、実際、このヘリコプターの本拠地である埼玉医科大学医療センターは、当然、入院患者のたくさんいるところに相当数のヘリコプターが毎日飛んでいるわけですね。そういう意味では、緊急搬送と、それから入院患者の入院受け入れという両方の機能をやっぱり病院は満たさなければいけないわけです。当然、ドクターヘリ機能を持っている千葉の日本医科大学なんかもそうだと思いますけれども、やっぱりそういった病院は、その入院患者のいるところに対して、いつも発着するという、何らかの騒音対策なり、病院の病室のガラスを二重窓にするとか、まさに自分の建物の屋上にヘリコプターがおりてくるわけですから、それだけの騒音対策はされていると思います。

ただ、これは年に1回か2回ですので、そのために余り騒音対策をすると、費用対効果の面ではオーバースペックになってしまいますけれども、とりあえずは、そういったヘリコプターを本拠地として置く病院のその窓の防音、遮音のスペックがどのようになっているかというのを参考までにちょっと調べていただく必要はあるのではないかと思います。

以上です。

○永澤会長 先ほどの委員会のご意見、報告書の中にも、救急車のサイレン音の評価をと、それに対する対策という話が出ていましたけれども、それに関してはいかがですか。

○高橋主幹 救急車の関係につきましては、一応、想定台数としましては、現状が、年間、両病院合わせまして約8,700台運行しております。1日にいたしますと大体約25台という形でございます。今度のこの医療拠点ができますと、救急医療の充実化が図られますから、台数としては今のところ年間1万台来るだろうと推計されています。ですから、1日27台というふうな割り振りになります。そういうことになると、やはり周辺の方からすると、1日30台近くの救急車が集まってくるというのはやはり影響があるので、私どもとしては、まず救急車の入り口をなるべく住宅地から離れた位置にまず配置しております。

問題は、あとは、救急車のサイレンの音をどう低減したらいいかというところが問題になってくると思いますけれども、まず音に関しては、法令で、細かく言うと、前方20メートルにおいて90デシベル以上120デシベル以下の音を鳴らして走行しなければならないという規制がある関係上、これはどうしてもそれ以上音を下げることができないということでございます。

ほかの対策としまして、住宅地の近くを通れば、当然、近くなので音が高くなってしまいうということから、ルートとしましては、なるべく住宅地から離れた線路沿いのルートのほうから進入していただけないかと、数度となくさいたま市消防と打ち合わせをさせていただきまして、その辺のルートに関しては、ご理解をいただいているのではないかと考えております。とはい

え、やはり救急搬送という使命から、重篤な患者を搬送しており、遠回りすることはできず、住宅地を通ることはあり得ると考えております。

以上です。

○永澤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、もう大分時間も過ぎましたが……

○中田主査 ちょっとすみません、今の件で1点、補足をさせていただきます。

今、救急車の台数につきまして、8,700件程度と申し上げていたかと思うのですが、直近のデータで申し上げますと、約8,900件強が、昨年度、両病院に救急車で搬送されたという実績がございます。

今申し上げたとおり、さいたま市消防さんといろいろなやり取りをしております、なるべく近隣の住民の方々に迷惑がかからないような形でどうできるかというところを現在協議しております。今後もそういった協議の場を重ねて設けていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

では、ほかの案件について、この報告書に限らず、全体として何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

大塚先生。

○大塚委員 準備書のほうを見ていただきたいのですが、10-1-1です。それで、この真ん中の表の10-1-1ですか、大気質の調査項目というところなのですが、工事中について、工事中のその3番目の建設工事ですね、これは浮遊粒子状物質を調査項目に入れないと、それでかわりに一番右にある粉じんを入れているということなのですが、その根拠として、その下のほうですね、脚注に書いてありますけれども、脚注の下のほうですね、下の3行ぐらいのところなのですが、粉じんが20トンパー平方キロメートル以下であれば、0.6ミリグラムパー立米を下回るということをして上げていますけれども、要するに、粉じんがこういうレベルであれば、浮遊粒子状物質が0.6ミリグラムパー立米を下回って問題ないという考え方かと思うのですが、浮遊粒子状物質の環境基準というのは0.1ミリグラムパー立方メートルですよ。だから0.6よりもずっと環境基準が低いわけです。ですから、粉じんの量がこうであれば、浮遊粒子状物質について対象としなくてもいいというのは、これは適切ではないのじゃないかというふうに思います。

○永澤会長 いかがでしょうか。

この今のご質問は、工事中だけ浮遊粒子状物質について調べないのはなぜかということですね。

○大塚委員 そうですね、それは調べなくて、粉じんだけ入れているということですが、浮遊粒子状物質を除外するのは適切ではないのじゃないかということです。

○コンサルタント それでは、回答させていただきます。

ご指摘のSPMですが、工事による影響として、建設機械の稼働による浮遊粒子状物質というのを扱っていきまして、工事中については、SPMについてはそこで扱うという整理をしております。ですから、建設機械のところを見ていただきますと、浮遊粒子状物質のところは丸をつけさせていただいておりますけれども、そこで予測をして評価をしたというものであります。

一方、その建設工事の粉じんなんですけれども、やはり土砂をいじったりしますので、目に見える形で粉じんが周囲に飛ぶだろうと、そういうことを懸念して予測項目と理解しております。その部分を粉じんとして扱って予測をしているということでございます。

○大塚委員 その建設工事に伴って発生する浮遊粒子状物質は考慮しなくてもいいということではないのですか。それとも、それは建設機械の稼働のほうにあわせて含まれているということでしょうか。

○コンサルタント 建設機械の稼働というのは、予測条件からいきますと、排気管由来のSPMを扱って予測をしておりますので、粉じんが浮遊粒子状物質になる部分はありません。そこは、巻き上げ粉じんですとか、非常に予測が難しいという状況がありますので、建設機械の中では排気管由来のものを扱ったというものでございます。

実際の事後調査におきまして、建設機械の稼働中のSPMをはかることになっておりますので、その中で予測等の検証をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大塚委員 ただ、この0.6ミリグラムパー立米を下回るから考慮しなくていいというのは、ちょっと私としては、そのロジックは納得しがたいというところがあります。

それから、その表についても一つ申し上げてよろしいでしょうか。

それで、同じ表のところですが、そこには記載されていないのですが、工事中ではなくて供用後ですが、これに、大気質に係る有害物質として酸化エチレンを加えていただけないかということです。

それで、今回つくるのは病院ですので、病院では、滅菌ですね、細菌を殺すために酸化エチ

レンのガスを非常に使うと思います。それで、酸化エチレンについては、埼玉県の条例で規制されていますし、これは敷地境界の基準なんかも設定されているということもありますし、埼玉ではないですけども、例えば東京都なんかではその排出基準が設定されているということもありますので、ぜひこの有害物質の酸化エチレン、これを加えていただきたいというふうに思います。

○永澤会長 そういふことですけども、いかがでしょうか。

○相良主任 事務局からちょっとよろしいでしょうか。

○永澤会長 千葉先生。

○千葉委員 酸化エチレンは特定化学物質にリストされていますので、それを使う場合には作業主任者資格を持った人でないと使えません。確かに病院でたくさん使っています。環境の測定については、ちょっと知りませんが。

○永澤会長 事務局から。

○相良主任 こちらは調査計画書がありまして、そちらのご審議をいただいて、その中で決まったことで、調査のほうを今されているわけですけども、その時点で追加の調査をするようなご意見のほうをいただいていなかったものですから、今、こういう調査結果となっております。

確かに先生のおっしゃるとおりかと思しますので、事後調査の中で調査すべきものはして、例えば先ほどの建設工事中の浮遊粒子状物質、こちらについては事後調査の中で確認しながら、もしその中で基準値を超えて追加の保全措置が必要であれば早急に対応していただく、そういった対応を事務局のほうとしてもとらせていただきたいなというふうに考えておるのですが、先生方はいかがでしょうか。

○永澤会長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

追加を検討するということですか。

○相良主任 事後調査の中で確認しながら今後進めていくと。ですので、ここらを改めて新たな調査項目として入れて調査し直すということになると、事業者さんとしても対応が難しいかと思しますので、そういった中で、その事後調査の中で確認しながらやっていただくということはいかがでしょうか。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

○大塚委員 これから測定し直すというのは難しいかもしれないですけども、その濃度の予測とか、その辺も結構難しいものではないでしょうか。

○相良主任 コンサルさん、その辺の予測とかはいかがでしょうか。

○コンサルタント 予測が難しいかどうかというのは、ちょっとすぐには回答できないですけども、先ほど事務局さんのほうからお話があったとおり、アセスメントの制度といたしましては、最初に調査計画書手続というものがございまして、その中で、予測の項目ですとか調査、予測の手法ですとか内容ですね、それを決めて、ご確認をいただいた中で予測をしていきましようという順序を踏まえてやっておりますので、その調査計画書手続のときには、こちらがご提示した調査計画書で、おおむね、私が最初にご説明したとおり、これを追加しなさいとか、この項目をやりなさいというご指摘がなかったものですから、この準備書にまとめているというところでございまして、今ここまで進んできた中で、新たに状況が変わったものでしたらやむを得ないということはあるかもしれませんが、調査計画書時点と事業計画等々におきましては何ら変更ない中で、さかのぼって新たな項目の検討をとというのは、なかなか制度上も難しいのではないかなと私どもも考える次第でございまして。

事務局さんのほうから、その事後調査でと、これは全く新たな今回ご審議いただく対象の事後調査でございますので、そちらについては、ご意見をいただきましたら、事業者側とも相談して対応していくことになるかということで考えております。

以上でございます。

○永澤会長 よろしいですか。

○大塚委員 はい、わかりました。

○永澤会長 ほかにございますか。

○大塚委員 よろしいですか。もう一つ、準備書のページで言うと10-1-55ですか、予測結果が載っていますけれども、例えば表の1-45ですか、予測結果が載っていますけれども、それで、その予測結果と基準を比べて、基準に合っているかどうかということで評価しているわけですが、この建設機械の稼働に伴う影響、それと、そのほか、資材運搬等の車両の走行による影響、それから建設工事の影響、この3つをまとめて、合わせてどういう影響が出るかというのを求めているので、それと基準とを比較する形にしていきたいということです。

要するに、建設機械のその稼働、それから資材運搬等の車両の走行、それから建設工事、この3つがそれぞれ行われる期間が重ならないのであれば、今回のようにそれぞれ別々に基準と比較して評価していただくということで結構ですけども、実際には時期が重なるわけですね。影響を受けるほうは、その3つを合わせたものについて影響を受けるわけです。そういう影響

の受け方を考えると、3つを合わせたものを出していただいて、それと基準を比較して、評価していただくというのがよろしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○コンサルタント それでは、お答えいたします。

ピークが重なるかというところですが、建設機械の稼働のピークは、1から12カ月目ということで設定してございます。一方、車両のピークというのが、工事開始後4カ月目ということで設定しておりますので、4カ月目と1から12ということで、ピークがある時期重なるといったとらえ方はできると思います。

この点については実は住民の方からも意見をいただいておりますので、その中で、その影響を合算するとういう評価になりますということは書かせていただいておりますので、その書き方は、評価の仕方は、今後、さいたま市さんと協議させていただいて、どのような載せ方がいいのかということを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○永澤会長 よろしいですか。

○大塚委員 すみません、私が申し上げたのは、ピークが重なるかどうかということじゃなくて、その期間が重なるかどうかという問題ですけれども、そういうふうに合わせて結果がどうなるかを示していただいて、評価していただければよろしいかと思っております。

○永澤会長 では、ほかにもございますでしょうか。

○大塚委員 もう一つよろしいですか。

事後調査ですが、ページで言うと13-3です。それで、その13-3の(1)に調査内容がありますけれども、その供用後の調査ですが、このNO<sub>2</sub>とか、それからS PMですね、浮遊粒子状物質、その濃度測定はやらないように記載されているように見えるのですけれども、そうでしょうか。

要するに、供用後の事後調査の内容に、そのNO<sub>2</sub>とかS PM、浮遊粒子状物質ですね、これの濃度の実測はやる計画になっているのでしょうか、なっていないのでしょうかということですが。

○相良主任 こちらはコンサルさんのほうでお答えできますか。

○コンサルタント お答えいたします。

13-3 ページの下の2行が、供用後の部分になります。1つは、施設稼働による大気質の影響として、事後調査としては、地下駐車場の利用台数を把握しようということにしておりますので、大気質自体の調査は行わないという整理としております。

その理由は、地下駐車場の供用による影響というのは非常に小さいということもありますので、利用状況、条件の把握をして事後調査としたいというものでございます。

自動車の発生も同様でございまして、環境基準も十分に下回っている状況ですし、負荷率も低い状況であるということ踏まえまして、こちらも、条件である自動車交通量の確認をするという計画にしております。

以上です。

○永澤会長 よろしいですか。

○大塚委員 はい。

○永澤会長 それでは、そのほかにもございますか。大分時間が過ぎましたので。よろしいですか。

特にそのほかないということでしたら、この辺で、きょうの審議結果で、皆様から大分たくさんご意見いただきましたが、これを委員会の意見の先ほどの報告書につけ加えた形で、この審議会としての答申をまとめたいと思います。

答申そのものは、今日の議論を踏まえて、事務局でつけ加えてまとめていただいたものを委員の先生方に一度確認いただきまして、それをもとに最終判断は私にお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○永澤会長 ありがとうございます。

では、最後に事務局から何かございますか。

○金井課長補佐 それでは、2点ほど申し上げます。

まず1点目としましては、本日の議事録及び答申案の確認についてでございます。本日の議事録は市のホームページに掲載いたしますので、その前に委員の皆様方に電子メールでお送りし、内容をご確認いただきます。また、答申の案もあわせてお送りしますので、ご意見等いただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目としましては、市長意見についてでございます。市長意見は、審議会答申をもとに、公聴会で公述人からいただいた意見等を勘案して、書面で作成いたします。資料2にありますように、市長意見の期限は11月9日までとなっております。市長意見書を事業者に送付しましたら、その内容につきましても、後日、委員の皆様方にご報告いたします。

以上でございます。

○永澤会長 今回の件について、委員の先生方、何かご質問ございますか。よろしいですか。  
それでは、これをもちまして議事を終了いたします。  
傍聴者の方はご退席願います。

〔傍聴者退室〕

○永澤会長 では、先生方、ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○新井課長 長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございます。

ここで事務局から連絡事項がございますので、もう少しのお時間をいただきたいと思います。  
よろしくをお願いします。

○金井課長補佐 事務局より連絡事項としまして、今年度の審議会の開催予定について申し上げます。

今月、さいたま市東部環境センター更新施設整備事業の調査計画書の提出が予定されております。これは、さいたま市の一般廃棄物焼却施設である東部環境センターと西部環境センターの2施設の老朽化に伴い、両センターを統合して整備するという内容の事業でございます。この調査計画書の審議に関しまして、12月以降になるかと思いますが、委員会と審議会を開催させていただき予定でございます。詳細は、改めましてご連絡申し上げます。

なお、委員会でご審議いただく先生につきましては、後日、永澤会長にご指名をいただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○新井課長 それでは、これで第18回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時47分 閉会